



第17号様式(第24条)

6府生資許可第10号
令和7年3月28日

江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木宏和 様

府中市長 高野律雄



許 可 証

府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則第24条の規定により、
次のとおり許可します。

事務所 又は 営業所	所在地	府中清水が丘3丁目26番地18号 加瀬ビル220 305号
	名称	株式会社京葉興業 府中事業所
許可業の種別		一般廃棄物収集・運搬業(保管・積替えを除く)
廃棄物の種類		事業系一般廃棄物(可燃ごみ)
営業の区域		府中市内
有効期間		令和7年4月10日から令和9年4月9日まで
許可の条件		裏面のとおり

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、府中市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

諸 注 意 事 項

- 1 法令で定められた収集・運搬の基準を遵守すること。
- 2 収集・運搬に使用する車輛は下記の条件を満たすこと。
 - (1) 法令及び都条例に適合した車輛を使用すること。
 - (2) 他市の廃棄物等を混入しないこと。
 - (3) 府中市内で収集、運搬業を行うときは、車輛に許可業者である旨の表示をすること。

表示例

府中市一般廃棄物収集運搬業許可車輛

- 3 塵芥処理手数料は、延滞なく納付すること。
- 4 許可証は、事業所又は営業所の見やすい場所に掲示すること。
- 5 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 6 自己名義をもって他人にその営業をさせないこと。
- 7 一般廃棄物の受入基準(府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則第13条の規定)及び多摩川衛生組合の受入基準を遵守すること。
- 8 次の各号に該当するときは、許可証を返還すること。
 - (1) 許可の有効期限が終了したとき。
 - (2) 業を廃止したとき。
 - (3) 許可を取消されたとき。
- 9 毎月10日までに前月分の実績報告書を提出すること。
- 10 収集する事業所や廃棄物の種類、処理方法等は、事業計画書に記載された事業所に限るものとする。
- 11 廃棄物の処分等においては、努めて資源化を図ること。
- 12 各種リサイクル法に基づき区域外処理施設へ廃棄物の運搬を行う場合は、事前に市へ相談すること。
- 13 廃棄物の運送の際は、指示された搬送路以外は走行しないこと。
- 14 車庫や駐車場等において、廃棄物等の保管・積替えを行わないこと。
- 15 次の各号に該当するときは、届出ること。
 - (1) 申込書の記載内容に変更が生じたとき。
 - (2) 業を廃止又は休止しようとするとき。